

## 議案第1号

公の施設条例の見直しに伴う関連条例の整備に関する条例

(安曇野市穂高地域福祉センター条例の一部改正)

第1条 安曇野市穂高地域福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高5808番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市明科総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 安曇野市明科総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科東川手606番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市豊科ささえあいセンター条例の一部改正)

第3条 安曇野市豊科ささえあいセンター条例（平成17年安曇野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4030番地4」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市児童遊園条例の一部改正)

第4条 安曇野市児童遊園条例（平成17年安曇野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」の次に「真々部」を加える。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科高家5211番地の32先」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市堀金デイサービスセンター条例の一部改正)

第5条 安曇野市堀金デイサービスセンター条例（平成17年安曇野市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2132番地4」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷福祉センター・デイサービスセンター条例の一部改正)

第6条 安曇野市三郷福祉センター・デイサービスセンター条例（平成17年安曇野市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷明盛2198番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷屋内ゲートボール場条例の一部改正)

第7条 安曇野市三郷屋内ゲートボール場条例（平成17年安曇野市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安曇野市屋内ゲートボール場」を「安曇野市三郷屋内ゲートボール場」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷明盛2197番地4」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市豊科身体障害者会館条例の一部改正)

第8条 安曇野市豊科身体障害者会館条例（平成17年安曇野市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4027番地3」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市まちづくり会館条例の一部改正)

第9条 安曇野市まちづくり会館条例（平成17年安曇野市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4715番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市自然体験交流センター条例の一部改正)

第10条 安曇野市自然体験交流センター条例（平成17年安曇野市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科中川手2455番地」に改め、同条の表を削る。

(室山アグリパーク条例の一部改正)

第11条 室山アグリパーク条例（平成17年安曇野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷小倉6524番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市豊科駅前駐車場条例の一部改正)

第12条 安曇野市豊科駅前駐車場条例（平成17年安曇野市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4901番地6」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年安曇野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科七貴9334番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市堀金地域食材供給施設条例の一部改正)

第14条 安曇野市堀金地域食材供給施設条例（平成17年安曇野市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2696番地」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市天蚕センター条例の一部改正)

第15条 安曇野市天蚕センター条例（平成17年安曇野市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高有明3618番地24」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷農林漁業体験実習館条例の一部改正)

第16条 安曇野市三郷農林漁業体験実習館条例（平成17年安曇野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷小倉6524番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部改正)

第17条 安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷小倉3484番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市堀金総合交流ターミナル条例の一部改正)

第18条 安曇野市堀金総合交流ターミナル条例（平成17年安曇野市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「グリーンツーリズム事業」の前に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」を加え、「ために、ターミナル」を「ため、安曇野市堀金総合交流ターミナル（以下「ターミナル」という。）」に改め、同条を第1条とする。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
ほりで一ゆ～四季の郷	安曇野市堀金烏川11番地1

第3条を第2条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例の一部改正)

第19条 安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例（平成17年安曇野市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高935番地」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷農村環境改善センター条例の一部改正)

第20条 安曇野市三郷農村環境改善センター条例（平成17年安曇野市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷温2267番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷総合営農センター条例の一部改正)

第21条 安曇野市三郷総合営農センター条例（平成17年安曇野市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷明盛3344番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市明科産業会館条例の一部改正)

第22条 安曇野市明科産業会館条例（平成17年安曇野市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科中川手6833番地6」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市豊科農産物加工交流センター条例の一部改正)

第23条 安曇野市豊科農産物加工交流センター条例（平成17年安曇野市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4690番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷室山研修施設条例の一部改正)

第24条 安曇野市三郷室山研修施設条例（平成17年安曇野市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷小倉6524番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷産地形成促進施設条例の一部改正)

第25条 安曇野市三郷産地形成促進施設条例（平成17年安曇野市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷温5896番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市堀金物産センター条例の一部改正)

第26条 安曇野市堀金物産センター条例（平成17年安曇野市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2696番地」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷畜産活性化施設条例の一部改正)

第27条 安曇野市三郷畜産活性化施設条例（平成17年安曇野市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷温5904番地」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市長峰山森林体験交流センター条例の一部改正)

第28条 安曇野市長峰山森林体験交流センター条例(平成17年安曇野市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科光2573番地35」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市南小倉林業研修集会施設条例の一部改正)

第29条 安曇野市南小倉林業研修集会施設条例(平成17年安曇野市条例第195号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷小倉1588番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市立幼稚園条例の一部改正)

第30条 安曇野市立幼稚園条例(平成17年安曇野市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「安曇野市立幼稚園」を「安曇野市立穂高幼稚園」に、「の設置等に関し定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高6802」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設条例の一部改正)

第31条 安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設条例(平成18年安曇野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科高家5735番地10」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市三郷やすらぎ空間施設条例の一部改正)

第32条 安曇野市三郷やすらぎ空間施設条例(平成18年安曇野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷温6725番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例の一部改正)

第33条 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例(平成18年安曇野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」に改め、「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」を削り、「の設置及び管理等について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高有明7327番地81」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設条例の一部改正)

第34条 安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設条例(平成18年安曇野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科中川手6814番地1」に改め、同条の表を削る。

(臼井吉見文学館条例の一部改正)

第35条 臼井吉見文学館条例(平成18年安曇野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」に改め、「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」を削り、「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2701番地」に改め、同条の表を削る。

(貞享義民記念館条例の一部改正)

第36条 貞享義民記念館条例(平成18年安曇野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」に改め、「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」を削り、「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市三郷明盛3209番地」に改め、同条の表を削る。

(飯沼飛行士記念館条例の一部改正)

第37条 飯沼飛行士記念館条例(平成18年安曇野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」に改め、「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」を削り、「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科南穂高3888番地2」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正)

第38条 安曇野市穂高陶芸会館条例(平成18年安曇野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき」に、「、地方自治法(昭和22年

法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、」を「安曇野市穂高陶芸会館(以下「」に、「の設置及び管理等について必要な事項を定めるものと」を「」という。)を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高8414番地17」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市明科学習館条例の一部改正)

第39条 安曇野市明科学習館条例(平成18年安曇野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、市民への生涯学習の場を提供するため、」を削り、「基づき」の次に「、市民への生涯学習の場を提供するため」を加え、「の設置及び管理等について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市明科中川手6814番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市ひめこぶしの家条例の一部改正)

第40条 安曇野市ひめこぶしの家条例(平成18年安曇野市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称、」を削り、同条中「名称、」を削り、同条の表を次のように改める。

位置	定員
安曇野市豊科4149番地	9人

(安曇野市夜間急病センター条例の一部改正)

第41条 安曇野市夜間急病センター条例(平成18年安曇野市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、夜間の急病患者に対し応急的な診療を行うため、」を削り、「基づき」の次に「、夜間の急病患者に対し応急的な診療を行うため」を加え、「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科4111番地1」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市長野自動車道安曇野インターチェンジ東駐車場条例の一部改正)

第42条 安曇野市長野自動車道安曇野インターチェンジ東駐車場条例(平成24年安曇野市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「に設置する」を「、」に、「の適正利用及び利用者の利便性を図ることを目的に、その」を「を」

に改め、「及び管理に関し必要な事項を定めるものと」を削る。

第3条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市豊科高家3870番地15」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市有明荘条例の一部改正)

第43条 安曇野市有明荘条例（平成26年安曇野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内」の前に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」を加え、「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき」を削る。

第2条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市穂高有明」に改め、同条の表を削る。

(安曇野市道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第44条 安曇野市道の駅設置及び管理に関する条例（平成27年安曇野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安曇野市道の駅」を「アルプス安曇野ほりがねの里」に改める。

第2条の見出し中「名称」を「位置」に改め、同条第1項中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2696番地1」に改め、同項の表を削る。

(安曇野市文書館条例の一部改正)

第45条 安曇野市文書館条例（平成30年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第2項の規定に基づき」に改め、「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第2項の規定に基づき」を削り、「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第3条の見出し中「名称及び」を削り、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「安曇野市堀金烏川2753番地1」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 議案第2号

### 安曇野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年安曇野市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第1条中「暴風、豪雨等の自然」を削り、「、自然」を「、」に、「市民に」を「市民に対する」に、「、火災」を「並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、並びに火災」に改め、「、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い」を削る。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 災害 法第2条に規定する災害をいう。

第3条中「令第1条」を「法第3条第1項」に改める。

第6条を削る。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条に規定する場合

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(その他災害弔慰金の取扱い)

第8条 死亡の推定、譲渡等の禁止及び課税については、法第4条、第5条の2及び第6条の規定によるものとする。

第11条中「第7条及び」を「第6条から」に改め、「第8条」の次に「まで」を加える。

第15条中「及び第8条」を「、第7条及び第8条（譲渡等の禁止に限る。）」に改める。

第17条第1項第3号中「第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、」を削り、「場合には、「250万円」を「場合には、第1号ウ中「270万円」に、「「170万円」を「前号イ中「170万円」に、「と、「250万円」を「と、同号ウ中「250万円」に改め、同条第2項を削る。

第18条及び第19条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第18条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。この場合において、保証人は市長が規則で定める要件を満たした者でなければならない。

2 災害援護資金の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は法第10条第4項による場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(その他災害援護資金の取扱い)

第19条 災害援護資金の償還期間、償還免除その他貸付けに関し必要な事項は、法第10条

第3項及び法第13条第1項並びに令第8条から令第11条までの規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第18条及び第19条の規定は、平成31年4月1日以後に発生した災害に係る災害援護資金の貸付けから適用する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 議案第3号

### 安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「より、児童」の次に「（児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。）」を加え、「幼児又は少年を個別的、」を「個別的又は」に改める。

第4条第1号中「の維持管理」を「（以下「施設等」という。）の利用許可」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

#### （2）施設等の維持管理に関する業務

第5条第3号中「放課後児童」を「小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童であって、放課後、土曜日、長期の休み等において、保護者が就労等により家庭にいないもの又は適切な保護に欠けるもの」に改め、同条第6号中「事業」の次に「に関すること。」を加える。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者は、児童館ごとに次に掲げる職員を置かなければならない。

第7条第1項第2号中「休日、」を「休日並びに」に改める。

第8条第2項を削る。

第9条第1項中「前条の規定により」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

- （1）施設等を損傷又は滅失する行為
- （2）公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- （3）独占し、児童の利用に支障を来す行為
- （4）管理上支障がある行為

第10条の見出し中「制限」を「取消し」に改め、同条第1項中「ときは、」の次に「前条第1項の」を加え、「の取消し又は利用を制限する」を「を取り消す」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1）偽り又は不正な手段で前条第1項の許可を受けたとき。
- （2）前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- （3）前条第3項に違反したとき。
- （4）施設等の現状を変更し、又は特別の設備をしたとき。
- （5）飲食物、刊行物その他物品を販売したとき。
- （6）指定の場所以外で火気を使用したとき。

第10条第2項中「より」の次に「、前条第1項の」を加え、「され、又は利用を制限さ

れた」を「された」に改める。

第11条第1項中「を貸館により利用する」を「の貸館に係る許可を受けた」に改める。

第12条中「公益その他」を削り、「認めた」を「認める」に改める。

第13条を削る。

第14条の見出しを「(原状回復)」に改め、同条中「利用を停止させられた」を「第10条第1項の規定により第9条第1項の許可を取り消された」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中

「

室料	冷房費	暖房費
280円		460円
90	200円	60

」を

「

室料 (円)	冷房費 (円)	暖房費 (円)
290		480
90	200	60

」に改め、同

表備考を次のように改める。

備考

- 1 利用料金は、1時間当たりの金額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定の利用料金の10割を増徴する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 議案第4号

### 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「30,780円」を「25,650円」に改める。

第2条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,330円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,590円とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 5 号

安曇野市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 27 条に規定する森林環境譲与税を財源として、安曇野市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する費用の財源に充てるものとする。

(処分)

第 5 条 市長は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条第 1 項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘